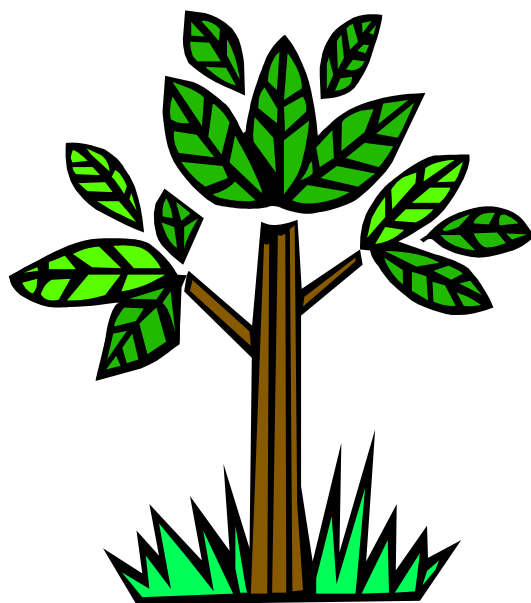




# JCMグループ グリーン調達ガイドライン (お取引先向け化学物質管理指針)



2023年 4月 1日	第10版
日本金銭機械株式会社	品質管理部

## 改 訂 履 歴

改 訂 番 号		改訂年月日	改 訂 理 由
初版	Rev. 01	2009年10月23日	/
改訂	Rev. 02	2010年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書番号の追加（表紙） [JQE04-332]</li> <li>・ 「含有禁止物質レベルC」を「管理物質」に変更</li> <li>・ 適用範囲において、JCMブランド（貨幣処理機）と明確に記載した。</li> <li>・ 不使用証明書において、「JCMグループ各社御中」を「JCM御中」に変更</li> </ul>
	Rev. 03	2010年 3月 3日	グリーン調達ガイドラインをJCMのホームページに掲載するための改訂
	Rev. 04	2011年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（15物質 → 38物質）</li> <li>・ 含有報告物質適合証明書の廃止</li> <li>・ 起案部門の変更</li> </ul>
	Rev. 05	2012年 3月 21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入製品・使用禁止物質不使用証明書の廃止</li> <li>・ 「部品調査表」を「含有化学物質報告書兼証明書」および「高懸念物質含有報告書兼証明書」に名称変更</li> <li>・ データ提出先および問合せ先の担当者変更</li> <li>・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（38物質 → 73物質）</li> </ul>
	Rev. 06	2014年11月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成部門を生産本部から品質管理部に変更</li> <li>・ 3.2適用範囲に下記内容を追加 設備・治具における適用範囲</li> <li>① コンタミ防止に関わる組立工程～最終検査において直接製品に接触する設備・治具</li> <li>・ 提出方法 提出先を生産部規格推進グループ宮本、田淵から品質管理部情報管理グループ宮本 塚に変更</li> <li>・ 取引先環境調査票にグリーン調達への取組み結果に関する項目を追加</li> <li>・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（73物質 → 155物質）</li> </ul>
	Rev. 07	2015年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RoHS2（改正RoHS）への対応</li> <li>・ 別表. 2-3 適用除外一覧表の変更（RoHS）</li> <li>・ REACH規則における、高懸念物質（SVHC）の追加（155物質 → 163物質）</li> </ul>

## 改 訂 履 歴

改 訂 番 号	改訂年月日	改 訂 理 由
R e v . 0 8	2 0 1 7 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P 2 環 境 方 針 を 最 新 の 情 報 に 更 新 ( 2 0 1 7 年 1 月 5 日 、 経 営 者 通 達 内 容 に 更 新 )</li> </ul>
R e v . 0 9	2 0 1 8 年 6 月 2 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P 2 J C M グ ル ー プ の 環 境 保 全 活 動 の 内 容 を 弊 社 ホ ー ム ペ ー ジ 内 を 参 照 に 記 載 変 更</li> <li>・ P 9 c h e m S H E R P A に つ い て 記 載</li> <li>・ R E A C H 規 則 に お け る 、 高 懸 念 物 質 ( S V H C ) の 追 加 ( 1 6 3 物 質 → 1 8 1 物 質 )</li> </ul>
R e v . 1 0	2 0 2 3 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業 界 標 準 ( J I G ) の 解 消 に 伴 い 、 再 編 さ れ た 国 際 標 準 ( I E C ) に 変 更</li> <li>・ 提 出 方 法 の 変 更</li> <li>・ c h e m S H E R P A の 記 載 を 削 除</li> <li>・ 社 印 捺 印 を 削 除</li> <li>・ 高 懸 念 物 質 ( S V H C ) 一 覧 か ら サ イ ト 参 照 に 変 更</li> <li>・ 誤 記 訂 正 、 及 び 表 記 統 一</li> </ul>

改訂

目次	1
第1章 総則	
1. はじめに	2
2. JCMグループの環境保全活動	2
3. グリーン調達のガイドライン	3
3. 1 目的	3
3. 2 適用範囲	3
3. 3 定義	3、4
3. 4 選定基準	4
3. 5 提出を依頼する書類およびデータの更新	4、5
3. 6 提出方法	5
3. 7 問合わせ先	5
3. 8 弊社ホームページ	5
4. 取引先環境調査票	6
5. JCMグループ グリーン調達ガイドライン受領証	7
第2章 化審法、化管法、RoHS指令 および PFOS	
1. 定義	8
2. グリーン調達の運用について (化審法、化管法、RoHS指令およびPFOS)	9
3. 含有化学物質報告書 兼 証明書	10
4. 別表. 2-1 含有禁止物質 (レベルA、レベルB)	11
5. 別表. 2-2 含有管理物質	12
6. 別表. 2-3 物質別適用除外一覧表 (一部)	13
7. 別表. 2-4 化学物質と関係する主な法規・規制	14
8. 別表. 2-5 化学物質管理リスト	15
第3章 REACH規則	
1. 定義	16
2. グリーン調達の運用について (REACH規則)	16
3. 高懸念物質含有報告書兼証明書	17

# 第1章 総則

## 1. はじめに

JCMグループは、環境に関する基本理念・環境方針を作成し、それに基づく地球環境保全・循環型社会形成を目指した事業運営を展開しています。現在、環境保全活動の最重点課題の一つとして“環境配慮型製品の実現”を推進していますが、この実現には、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されていることが不可欠であり、環境負荷の低減を

- ① 製品の構成部品や機器の製造時
- ② 製品の包装材の選定時
- ③ 取引先での弊社製品の使用时

という三つの過程で実現していかなければなりません。

近年、世界各国において、製品に含まれる有害化学物質を規制する法律等（RoHS指令、REACH規則、その他該当する規則等）が強化されてきており、環境負荷の少ないグリーン調達を実現するためには、弊社のお取引先の皆さまと協力して進めていくことが不可欠であり、ご協力をお願いするために『JCMグループグリーン調達ガイドライン』を再編、作成致しました。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解頂きますとともに、お取引先の皆さまと弊社とが、地球環境保全のための企業経営を進めていけるよう、ご協力をお願い申し上げます。

## 2. JCMグループの環境保全活動 9

JCMグループの品質・環境理念、品質・環境方針については、次のURLをご参照ください。

<http://www.jcm-hq.co.jp/corporate/csr/index.html>

### 3. グリーン調達のガイドライン

#### 3.1 目的

本ガイドラインは、JCMグループのすべてのお取引先様に対して、グリーン調達基準（製品に含まれる有害化学物質管理指針）を明確にし、製品全体の環境負荷低減を図ることを目的とします。今般、EUのRoHS指令、REACH規則、PFOS規制のように世界各国で製品に含まれる化学物質を規制する法律が強化され始めたことを踏まえ、JCMグループでは、これら国内外の含有物質規制など、適用可能な法規制を順守していく方針です。したがって、製品を構成する原材料、部品及びユニット等に含有する化学物質について、使用禁止および使用報告を明確にし、お取引先様に周知徹底して、環境配慮型製品を実現します。

#### 3.2 適用範囲 2

このガイドラインにおいて規定されていない物質あるいは用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止されているものについてはそれらの法令に従う。

1) 製品への適用範囲 本基準はJCMブランド（貨幣処理機）で販売する全製品に適用します。

2) 部品・原材料・ユニット等への適用範囲

- ① 製品本体・部品及びそれらに使用する原材料
- ② 製品の包装材料・包装用部品
- ③ 取扱説明書類
- ④ サービスパーツ
- ⑤ グリス・接着剤・両面テープ・包装用テープ等の消耗品

3) 生産工程における適用範囲

- ① 生産工程におけるオゾン層破壊物質および有機塩素系溶剤の不使用

4) 設備・治具における適用範囲 6

- ① コンタミ防止に関わる組立工程～最終検査において直接製品に接触する設備・治具

#### 3.3 定義 4

##### 3.3.1 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・ユニットまたはそれらに使用されている原材料に、添加、混入、付着することを指す。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含む。最終的に製品に残存している状態をいう。

##### 3.3.2 含有率

化学物質の濃度で、単位は[ppm]（質量比 1ppm：百万分の一）、または [wt%]（質量比 1wt%：百分の一）を用いる。

##### 3.3.3 不純物

天然素材中に含まれ、工業用材料として精製過程で技術的に除去できない物質または、精製過程や合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

また、このガイドラインで指定されている化学物質は、不純物であっても許容濃度を超えてはならない。

#### 3.3.4 許容濃度(閾値)

使用禁止化学物質が部品等に含まれる場合の許容される最大含有率をいう。  
許容濃度を超える場合は含有とみなす。

#### 3.3.5 成形品 (Article) : アーティクル

化学組成が果たすよりも大きな程度に、その最終使用の機能を決定づける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられる物体。

例：ねじ、樹脂成形品、抵抗、コンデンサ、電源ユニット、PC など

#### 3.3.6 調剤 (Preparation : プレパレーション)

2種類以上の物質からなる混合物または溶液

例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、金属合金 など

#### 3.3.7 化学物質 (Substance : サブスタンス)

元素単体および化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン など

#### 3.3.8 均質材料

異なる材料へと機械的に解体できない素材のこと。(全体的に一様な組成であること)

例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき

機械的に解体とは：その材料が原則として例えば以下の機械的操作によって分離できること。  
ねじ外し、研磨、切断、破壊、粉碎工程等

#### 3.4 選定基準

お取引先の選定にあたっては、品質、納期、価格などの選定基準とは別に、環境をお取引先の評価指標とさせていただきます。

① 環境保全活動に積極的に取り組んでいる

お取引先の基本的な環境保全活動の取組みについて調査するために、取引先環境調査票の提出をお願いします。

② 納入品の化学物質の使用状況と削減方針 5

弊社グリーン調達基準を遵守することを保証するために、含有化学物質報告書兼証明書および高懸念物質含有報告書兼証明書の提出をお願いします。

提出された証明書は、お取引先を代表する方の承認が得られているものとします。

証明書の提出がない場合でも、瑕疵担保責任を免ずるものではありません。

#### 3.5 提出を依頼する書類およびデータの更新

(1) 取引先環境調査票 (資料番号 ; QA04-39)

ISO14001の認証取得およびグリーン調達への取組みについて記載して下さい。

調査開始時に提出された内容に変更が生じた場合には、随時再提出して下さい。

(2) JCMグループ グリーン調達ガイドライン 受領証 (資料番号 ; Q A O 4 - 4 0 A) 5

JCMグループ グリーン調達ガイドラインを受取った場合は、受領証を提出して下さい。  
グリーン調達ガイドラインが改訂になり、JCMホームページに改訂登録された場合も、同様に提出して下さい。

3.6 提出方法 7 10

提出方法につきましては、メールにてご提出を頂きますようお願い致します。  
提出先は、購買部迄お願い致します。

3.7 問合せ先 7 10

提出書類の問合せにつきましては、品質管理部迄お願い致します。

3.8 弊社ホームページ 3

グリーン調達ガイドラインは弊社ホームページに掲載致します。

アドレスは . . . . <http://www.jcm-hq.co.jp/>





## JCMグループ グリーン調達ガイドライン 受領証

下記の文書を受領しましたので、受領証を提出します。

旧版文書に関しましては、誤使用が発生しないように 当方におきまして責任を持って破棄します。

1. 文書名

JCMグループ グリーン調達ガイドライン

2. 文書の版数

第 版

3. 受領年月日

年 月 日

4. 会社名

\_\_\_\_\_

5. 所属部署名

\_\_\_\_\_

6. 担当者名

\_\_\_\_\_ 印

以 上

## 第2章 化審法、化管法、R o H S 指令および P F O S

### 1. 定義

#### 1.1 禁止物質

##### ① 禁止物質 レベルA 4

別表2-1に記載している9化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において使用を禁止する物質である。別表2-4に化学物質と関係する主な法規・規則を記載する。

##### ② 禁止物質 レベルB 7

別表2-1に記載している11化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において最大許容濃度を越えた使用を禁止する物質である。(R o H S 指令およびP F O S 規制によって使用を禁止した物質である。)別表2-4に化学物質と関係する主な法規・規則を記載する。

R o H S 2 (改正R o H S : R o H S 指令 (2011/65/EU)) :

R o H S 指令 (2002/95/EC) からの変更点 :

- ①カテゴリ8(医療用機器)、カテゴリ9(監視・制御機器)およびカテゴリ11(カテゴリ1~10に入らない全ての電子機器が規制対象)の追加
- ②適用開始時期: カテゴリ8,9は2017年7月22日、カテゴリ11は、2019年7月22日
- ③適合宣言としてCEマキングの貼付け
- ④禁止物質にフタル酸系4物質の追加(別表2-1に示す)

##### ③ 管理物質 5

別表2-2に記載している9化学物質であり、弊社製品に使用する部品・部材において、納入品の総質量における含有率が1000ppmを越える場合は、調査・監視を必要とする物質である。

#### 1.2 適用除外 7

許容濃度(閾値)が設定されている化学物質であっても、R o H S 指令で認められている、用途および許容濃度で使用されている物質については、適用除外とする。(適用除外使用例を別表2-3に示す)なお一部使用例及び関係する主な法規・規制につきまして、別表2-4および別表2-5を参照願います。判断不能な場合は、弊社担当者までお問合せ願います。

## 2. グリーン調達の実践について（化審法、化管法、R○HS指令 および PFOS）

2.1 弊社のグリーン調達活動はこのJCMグループグリーン調達ガイドラインに従って製品・部品等を含む化学物質の管理を行います。

### 2.2 提出を依頼する書類およびデータの更新 10

(1) 含有化学物質報告書兼証明書（資料番号；QA04-42C）

現在JCMグループ各社に納入している原材料・部品・ユニット等に関して、部品調査を実施し含有化学物質報告書兼証明書を提出して下さい。

含有化学物質報告書兼証明書の記入方法は、下記のとおりです。

- ① 右上表題欄の整理番号に関しては、JCMグループで記入します。  
会社名、記入日、部署名、記入者名、担当者名、担当者Eメール、責任者名、責任者Eメール、電話番号、FAX番号をそれぞれ記入して下さい。
- ② 表中におきまして、品目番号、型番に関しては、JCMグループで記入します。  
その他の項目に関しては、それぞれの原材料・部品・ユニット等に関して、部品調査を実施し記入して下さい。（使用記号 適合：○、適用除外：◎、含有閾値以内：●、不適合：×）  
適合の場合以外は、含有量を数値で欄内に記入して下さい。（単位：ppm）  
R○HS指令において、適用除外用途にて含有がある場合は、備考欄にR○HS指令官報に記載されている適用除外の番号と共に記入して下さい。
- ③ 記入完了後、JCMグループに提出して下さい。

尚、部品調査の評価基準に関しましては、JCMグループグリーン調達基準（別表. 2—1 ～ 別表. 2—5に記載）の最新版に従うこととします。

化審法、化管法、R○HS 2指令の改訂、同等品申請が生じた場合も同様に提出して下さい。

### 2.3 提出方法 5

第1章 総則の 3.6 項を参照して下さい。

### 2.4 問合せ先 5

第1章 総則の 3.6 項を参照して下さい。



別表. 2-1 含有禁止物質（レベルA および レベルB） 7 10

分類	化学物質	閾値レベル	法規制例
禁止物質 レベルA (9物質群)	・酸化トリブチルスズ(TBTO)	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が2以上)	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・一部の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・アスベスト類	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・一部のアゾ染料・顔料	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
	・オゾン層破壊物質 (CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素類)	意図的添加 0 ppm	IEC 62474
・放射性物質	1 MBq	IEC 62474	
禁止物質 レベルB (11物質群)	・カドミウムおよびその化合物	100 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・六価クロムおよびその化合物	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・鉛およびその化合物	1000 ppm 塩化ビニールケーブルのみ 300 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・水銀およびその化合物	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類) ポリマー用途のDeca-BDE 含む	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000 ppm 意図的添加 0 ppm	IEC 62474 RoHS 指令
	・PFOS および PFOS 類縁化合物	1000 ppm 織物及びコーティング製品： 1 µg/m <sup>2</sup> 物質及び調剤：50 ppm 意図的添加 0 ppm	POPs 規則 化審法

注釈 納入品は上記含有閾値レベルを全て満足している事。

なお閾値レベルに数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

- ・本項目において、HCFC 類を除き含有率算出の分母は均質材料の質量とする。
- ・HCFC 類の分母は納入品の総質量とする。
- ・複合物質又は材料の場合には、次のものを均質材料とする
  - 》化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
  - 》塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。例) 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態 樹脂ポリマーは成形後の状態 ガラス及びセラミックの成形状態。
  - 》塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
- ・含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

別表 2-2 含有管理物質 4 10

分類	化学物質	対象となる条件	法規制例
管理物質 (9物質群)	・アンチモンおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・ヒ素およびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・ベリリウムおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・ビスマスおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類を除く)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・ニッケル(外部使用のみ)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える ※1	IEC 62474
	・一部のフタル酸エステル類	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・セレンおよびその化合物	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474
	・ポリ塩化ビニル(PVC)	納入品の総質量における含有率が1000ppmを超える	IEC 62474

※1:人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある部位に使用するニッケルのみを管理対象とする。

【別表2-2に関する注釈】

納入品に別表2-2記載の化学物質が含有している場合「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理が必要である。

管理物質の閾値レベルは対象アイテム(製品/部品)の質量に対する含有率(ppm)とする。

尚、含有率算出については

含有率算出の分母は納入品の総質量とする。

含有率算出の分子は、算出対象化学物質とする。ただし、金属化合物の場合は対象金属成分のみの質量を分子とする。

別表. 2-3 物質別適用除外の一覧表(一部) 7

物質名	適用除外番号	適用除外用途
鉛およびその化合物	5 (b)	重量比 0.2%を超えない蛍光管ガラス中の鉛
	6 (a)	機械加工用途の鋼鉄および亜鉛めっき鋼中の、合金化元素として重量比 0.35%まで含まれる鉛
	6 (b)	アルミニウムに合金化元素として重量比 0.4%まで含まれる鉛
	6 (c)	合金化元素として鉛を重量比 4%まで含む銅合金
	7 (a)	高融点はんだ中の鉛(すなわち鉛を重量比 85%以上含む鉛系合金)
	7 (b)	サーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/伝送用ネットワークインフラ機器、通信ネットワーク管理のはんだ中の鉛
	7 (c) - I	キャパシタ中の誘電セラミックを除く、ガラスまたはセラミック中に鉛を含有する電気電子部品(例: ピエゾエレクトリックデバイス、ガラスまたはセラミックマトリックス複合材料中)
	7 (c) - II	定格電圧 AC 125V または DC250V 以上用のキャパシタ中の誘電セラミック中の鉛
	1 3 (a)	光学的応用に用いられる白ガラス中の鉛
	1 3 (b)	フィルターガラスおよび反射率標準に用いられるガラス中の鉛
	1 5	集積回路フリップチップパッケージの内部半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に用いられるはんだに含まれる鉛
カドミウムおよびその化合物	8 (b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物
水銀およびその化合物	3 (a)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀(1 ランプにつき) 短型(500mm 以下)
	3 (b)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀(1 ランプにつき) 中型(500mm より長く 1,500mm 以下)
	3 (c)	特殊用途の冷陰極蛍光ランプと外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) 中の以下を超えない水銀(1 ランプにつき) 長型(1,500mm より長い)
P F O S / P F O S 類縁化合物	—	・ フトリグ ラフイーブ 用 の フトリグ ス または 反射防止用コーティング剤 ・ フィルム、紙、印刷版に使用される写真用コーティング剤

※ 除外用途については今後の法規制動向により随時見直しを行います。



別表. 2-4 化学物質と関係する主な法規・規制 7

化学物質※1	関係する主な法規・規制
酸化トリブチルスズ(TBT0)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)
トリブチルスズ(TBT)、 トリフェニルスズ(TPT)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第2種特定化学物質)
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)、76/769/EEC
ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が2 以上)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法：第1種特定化学物質)
一部の短鎖型塩化パラフィン	76/769/EEC(+2002/45/EC)
アスベスト類	76/769/EEC(+91/659/EEC)
一部のアゾ染料・顔料	76/769/EEC(+2002/61/EC、+2003/3/EC)
オゾン層破壊物質	オゾン層保護法モトリオール議定書 米国1990年大気浄化法第611条 76/769/EEC(+94/60/EEC、+97/64/EEC)
放射性物質	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
カドミウムおよびその化合物	デンマークでミム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に 関する1992年12月23日第1169法定命令 76/769/EEC(+91/338/EEC) 91/157/EEC、93/86/EEC 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS)、94/62/EC 米国包装材重金属規制
六価クロムおよびその化合物	2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
鉛およびその化合物	76/769/EEC(+86/677/EEC) 91/157/EEC、93/86/EEC 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
水銀およびその化合物	76/769/EEC 91/157/EEC(+98/101/EC) 2000/53/EC(EU/ELV)、2011/65/EU(RoHS) 94/62/EC 米国包装材重金属規制
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	2011/65/EU(RoHS) (ト`イタ`イキソソ法令)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	2011/65/EU(RoHS) 76/769/EEC(+2003/11/EC) (ト`イタ`イキソソ法令)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 2005/84/EC 2011/65/EU(RoHS)
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	2011/65/EU(RoHS)
Deca-BDE 除外失効	欧州 RoHS 指令 PBDE の適用除外「ポリマー用途の Deca-BDE」失効
PFOS および PFOS 類縁化合物	2008/76/769/EEC

別表. 2-5 化学物質管理リスト 7 10

注意：本リストに掲載されていない物質でも、条約・法・条令・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に順守する事。

分類		化学物質	根拠
禁 止 物 質	禁止物質 レベルA (9物質群)	酸化トリブチルスズ(TBTO)	①
		トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	①
		ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	①
		ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が2以上)	①
		一部の短鎖型塩化パラフィン ※1	①
		アスベスト類	①
		一部のアゾ染料・顔料 ※2	①
		オゾン層破壊物質 ※3	①
		放射性物質	①
	禁止物質 レベルB (11物質群)	カドミウムおよびその化合物	②
		六価クロムおよびその化合物	②
		鉛およびその化合物	②
		水銀およびその化合物	②
		ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	②
		ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	②
		フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	②
		フタル酸ブチルベンジル(BBP)	②
		フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	②
		フタル酸ジイソブチル(DIBP)	②
PFOS および PFOS 類縁化合物	②		
管理物質 (9物質群)	アンチモンおよびその化合物	③、④	
	ヒ素およびその化合物	③	
	ベリリウムおよびその化合物	③、④	
	ビスマスおよびその化合物	⑤	
	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類を除く)	⑤	
	ニッケル(外部使用のみ)	③	
	一部のフタル酸エステル類	③	
	セレンおよびその化合物	③、④	
ポリ塩化ビニル(PVC)	③、④		

※1 炭素鎖長：10～13の短鎖型塩素パラフィンを対象とする

※2 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は、直接かつ長時間皮膚に接触する部位に限る  
(特定アミンとは、76/769/EEC、第19次修正指令より出典されているアミン化合物を示す)

※3 モントール議定書対象物質とする。Class II 物質は調査対象に含める

●各物質を選定した根拠

- ①法規制によって使用・販売が禁止されている物質
- ②法規制によって使用・販売を制限されている物質
- ③環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える物質
- ④有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質
- ⑤環境管理の際、マイナスの影響を与える可能性のある物質

●参考文献

1. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)  
化学物質総合情報提供システム(NITE Chemical Risk Information Platform)  
[https://www.nite.go.jp/chem/chr ip/chr ip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chr ip/chr ip_search/systemTop)

## 第3章 REACH規則

### 1. 定義

#### 1.1 報告物質 7 10

欧州化学物質庁（ECHA）が公表している 高懸念物質（SVHC）。

高懸念物質の一覧は、以下の当局サイトを参照ください。

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

弊社製品に最大許容値を越えた量（成形品中に 0.1wt%（重量比）以上）が含有している場合、欧州化学物質庁への登録および届出が必要になる物質である。

### 2. グリーン調達の実践について（REACH規則）

#### 2.1 弊社のグリーン調達活動はこのJCMグループグリーン調達ガイドラインに従って製品・部品等に含まれる化学物質の管理を行います。

#### 2.2 提出を依頼する書類およびデータの更新 5 10

##### (1) 高懸念物質含有報告書兼証明書（資料番号；QA04-44B）

JCMグループ 各社に納入している原材料・部品・ユニット等 に関して、部品調査を実施し、高懸念物質含有報告書兼証明書を提出して下さい。

高懸念物質含有報告書兼証明書の記入方法は、下記のとおりです。

① 右上表題欄の整理番号に関しては、JCMグループで記入します。

記入日、会社名、住所、TEL、役職・職位、担当部署長の署名 をそれぞれ記入して下さい。

② 高懸念物質（SVHC）が納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有している場合は、表中に高懸念物質の含有情報を記入例に従って記入し報告して下さい。

また 0.1wt%以下の含有 及び 含有していない場合は「含有なし」と記入して、報告して下さい。

③ 記入が完了したら、JCMグループに提出して下さい。

REACH規則の改訂、同等品申請が生じた場合も同様に提出して下さい。

#### 2.3 提出方法 5

第1章 総則の 3.6 項を参照して下さい。

#### 2.5 問合せ先 5

第1章 総則の 3.7 項を参照して下さい。

高懸念物質含有報告書兼証明書 (資料番号 ; Q A O 4 - 4 4 B)

5 10

JCMグループ宛

高懸念物質含有報告書兼証明書 (REACH規則)

管理番号 \_\_\_\_\_  
 記入日 \_\_\_\_\_  
 会社名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
 役職・職位 \_\_\_\_\_  
 担当部署長の署名 \_\_\_\_\_ 印

当社は現在JCMグループ 各社に納入している原材料・部品・ユニット等、及び今後納入する原材料・部品・ユニット等に関して、REACH規則 高懸念物質(SVHC)が、納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有していますので、高懸念物質の含有情報を開示し報告します。また 0.1wt%以下の含有 及び 含有していない場合は「含有なし」と記入して、報告します。

納入部材に関する高懸念物質(SVHC)の含有情報リスト

No	対象部品				高懸念物質の含有情報					
	名称	JCM 品目番号	メーカー型番/ メーカー名	納入部材 の単位重量 [g]	含有している 高懸念物質名 (*1)	CAS 番号 (*2)	含有率 [wt%] (*3)	含有量 [mg] (*4)	含有部位	備考 [(*5)]

[記入例]

例1	コンデンサ	000001	AAA-BB(〇〇(株))		含有なし					
例2	ケーブル	000002	CCC-DD(〇〇(株))	150g	フタル酸ビス ムスクキシレン	117-81-7 81-15-2	2wt% 5wt%	3000mg 7500mg	ケーブル被覆 ケーブル被覆	調査単位は1m 調査単位は1m

(\*1): 高懸念物質が納入部材重量を母数として、0.1wt%を超えて含有している場合は、含有する高懸念物質を記入して下さい。

いずれも含有していない場合は、「含有なし」と記入して下さい。

(\*2): CAS番号(アメリカ化学会で使用されている化合物番号)を記入して下さい。

(\*3): 納入部材重量を母数として含有している高懸念物質の含有率(wt%)を記入して下さい。

(\*4): 納入部材に含有している高懸念物質の含有量(mg)を記入して下さい。

(\*5): ケーブル等で単位が長さなどの場合は、備考欄に調査単位を記入して下さい。

書式 : Q A O 4 - 4 4 B